一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年9月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年9月6日	島半観光株式会社(法人番 号9310001009991) 代表者 山本章二	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和6年7月23日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項不備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0	0	0
	長崎県南島原市加津佐町 己3555番地1	長崎県南島原市加津佐町 己3555番地1					Ů		
令和6年9月18日	株式会社双葉タクシー(法人 番号8320001002427) 代表 者高橋靖		- 文書警告	道路運送法(以下 「法」)第23条第2項、 法第27条第3項	令和6年7月17日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の解任届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第68条)、(2)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録又は録音及び録画の記録保存違反(運輸規則第24条第6項)、(4)アルコール検査状況の写真記録又は記録の保存違反(運輸規則第24条第7項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4	4	4
	大分県大分市花園二丁目 11番42号	大分県大分市花園二丁目 11番42号							
令和6年9月25日	株式会社日清観光(法人番号5320001006711) 代表者中尾雄一	本社営業所	-文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和6年8月1日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	大分県別府市石垣西10丁 目5番4号	大分県別府市石垣西10丁 目5番4号							